

(参考資料)

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による

認定単位取得期間 1年間延長の特例について(第2報)

いまだ新型コロナウイルスの収束が不透明な現在、神奈川県薬剤師会主催研修や地域薬剤師会研修が中止または延期されております。この期間単位取得できないため年間5単位、倫理研修、PS1毎年取得、地域保健活動等の神奈川県薬剤師会認定薬剤師認定要件を達成できない事態が発生しています。

そこで1年間、認定単位取得期間を延長します。

- 2020年3月1日が認定者の新規・更新時期の何年目にあたるかにより、延長となる部分が変わります。具体的には添付の参考図を参照してください。
- 更新の方は生涯学習履修認定期間を4年間とします。

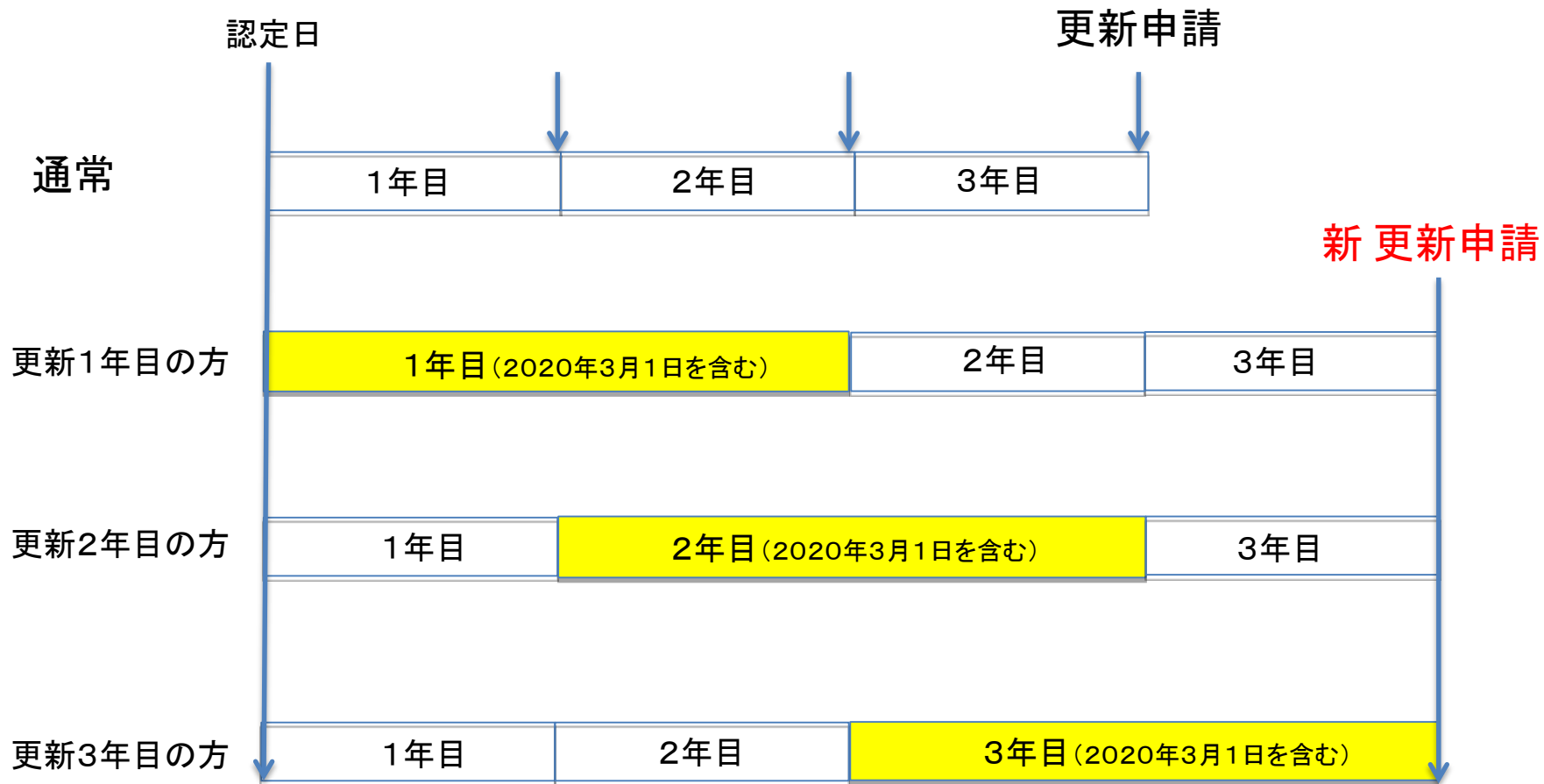
ただし、本特例は今後の動向によりさらに改定することがあり、その際は改めて神奈川県薬剤師会ホームページでご案内します。ご不明な点は事務局までお問合せください。

以上よろしく御対応をお願いします。

神奈川県薬剤師会 生涯学習委員会

(参考図)

認定単位取得期間を1年間延長します



- 通常は3年で更新となりますが、特例により4年間での更新とします。
- 2020年3月1日が認定者の更新何年目にあたるかにより、延長となる部分が変わります。
(黄色の枠)
- 上記の枠組みの中で、神奈川県薬剤師会認定薬剤師認定要件(年5単位、倫理研修・1回、PS1・年1回取得、地域保健活動・年1回、生涯学習記録の提出等)を満たしてください。
- 新規認定申請の方も同様の考えで、2020年3月1日を含む期間を2年で1年と考えます。